

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）（抄）

（定義）

第一条 この省令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「合併法人」、「被合併法人」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本積立金額」、「たな卸資産」、「固定資産」、「減価償却資産」、「中間申告書」、「確定申告書」、「退職年金等積立金中間申告書」、「退職年金等積立金確定申告書」、「清算事業年度予納申告書」、「残余財産分配予納申告書」、「清算確定申告書」、「合併確定申告書」、「修正申告書」又は「青色申告書」とは、それぞれ法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条第一号から第九号まで、第十一号から第十五号まで、第十七号、第二十一号、第二十三号、第二十四号、第三十号から第三十七号まで、第三十九号又は第四十号（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、合併法人、被合併法人、収益事業、株主等、役員、資本積立金額、たな卸資産、固定資産、減価償却資産、中間申告書、確定申告書、退職年金等積立金中間申告書、退職年金等積立金確定申告書、清算事業年度予納申告書、残余財産分配予納申告書、清算確定申告書、合併確定申告書、修正申告書又は青色申告書をいう。

（取得の範囲）

第九条の三 令第四十八条第一項第一号イ（減価償却資産の償却の方法）に規定する大蔵省令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

- 一 平成十年四月一日以後の合併又は特別の法律に基づく承継により受け入れた資産（当該合併に係る被合併法人又は当該承継に係る被承継法人が同日前に取得をしたものに限る。）の取得
- 二 平成十年四月一日以後の法第五十一条第一項（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）に規定する特定出資により受け入れた資産（当該特定出資をした法人が同日前に取得をしたものに限る。）の取得

（中間申告書の記載事項）

第三十一条 省略

2 前項の場合において、当該内国法人の提出する中間申告書が法第七十一条第二項又は第三項に規定する中間申告書に該当するものであるときは、その中間申告書に次に掲げる事項を附記しなければならない。

一 被合併法人の名称

二 合併の日

三 法第七十一条第二項又は第三項に規定する被合併法人の確定法人税額及びその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の確定申告書に記載すべき法第七十四条第一項第一号（確定申告）に掲げる所得の金額並びに当該事業年度の開始及び終了の日

3 省略

（適格退職年金契約の要件等）

第三十九条 令第五百五十九条第一項第六号（適格退職年金契約の要件）に規定する大蔵省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項第六号に規定する大蔵省令で定める金額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省略

二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項（特定退職金共済団体の要件）に規定する特定退職金共済団体が行う同項第一号に規定する退職金共済契約を締結している法人の次に掲げる合併又は事業譲渡に伴い、当該退職金共済契約に係る同項第二号に規定する被共済者が法第八十四条第三項（適格退職年金契約等の意義）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）に係る令第五百五十九条第一項第三号に規定する受益者等（以下この条において「受益者等」という。）となつたため、又は既に適格退職年金契約に係る受益者等である当該被共済者に係る当該退職金共済契約に基づく給付の額の全部又は一部を当該適格退職年金契約に基づく給付の額に含めるため、当該法人が当該退職金共済契約の全部又は一部を解除した場合、当該適格退職年金契約に係る当該受益者等の過去勤務債務等の額（同項第六号に規定する過去勤務債務等の額をいう。）に係る掛金等（同項第二号に規定する掛金等をいう。）に相当する金額として当該特定退職金共済団体から引き渡される金額

イ 農業協同組合が農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第二条第一項（合併経営計画の樹立）の規定により同法第四条第二項（合併経営計画の適否の認定）の認定を受けて行う合併

ロ 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（平成八年法律第十八号）第三条（合併）の規定による農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（同法第二条第一項（定義）に規定する信用農業協同組合連合会をいう。ハにおいて同じ。）との合併

ハ 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合

会を除く。）との合併

ニ 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二条第二項に規定する事業譲渡

- 2 令第百五十九条第一項第八号ハに規定する大蔵省令で定める場合は、当該受益者等に係る適格退職年金契約を締結している法人が前項第二号イからハまでに掲げる合併又は同号ニに掲げる事業譲渡を行うこととなつた場合とする。

3 省略

（合併確定申告書の記載事項）

第四十九条 法第百十六條第一項第三号（合併確定申告書の記載事項）に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二 代表者の氏名

三 被合併法人の名称

四 その合併の日

五 その他参考となるべき事項

2 合併確定申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表三(二)から別表三四付表まで及び別表十九(二)から別表十九(四)までに定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（合併確定申告書の添附書類）

第五十条 法第百十六條第二項（合併確定申告書の添附書類）に規定する大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第百十六條第二項に規定する合併に係る合併契約書の写し

二 合併により承継した資産、負債その他主要な事項に関する明細書

（継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載事項）

第五十一条 法第百二十條第三項（継続等の場合の所得税額等の還付）に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 その継続又は合併の日

四・五 省略

（設立届出書の添附書類）

第六十三条 法第百四十八條（内国普通法人等の設立の届出）に規定する大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省略

四 現物出資を受けたときは、出資者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細に関する書類

五 省略